

Q 12

子どもに自分自身を守る力を育てたい。

子どもの安全のためには、子どもの力を信じて、自分で自分の身を守るための正しい情報と具体的なスキル（技能）を伝えなければなりません。子どもを暴力の被害者にも加害者にもしないために、エンパワメント（内なる力を引き出す）の考え方で取り組みましょう。

A1 エンパワメントの考え方で取り組みましょう。

「大人が子どもの安全を見守る」という取り組みは大切で、子どもの安全の確保のために、なくてはなりません。一方で、事件は子どもを見守る大人がいないところで起きやすいことも事実です。子どもの安全のためには、困難な状況に出会ったときに子ども自身がその問題を解決するための正しい情報と具体的な方法を伝えなくてはなりません。子どもを信じ、肯定的な指導によって子どものもつ力を伸ばすというエンパワメントの考え方が大切です。

A2 助けを求めることができる力を育てましょう。

子どもが暴力やセクシュアル・ハラスメントなどの被害に遭わないように、また被害にあった場合に備えて、子どもがどう自分で対応できるのかを知っておくことはとても重要なことです。発達段階に応じた指導プログラムが必要ですが、どの段階においても、「いやなことはいやだと伝えることができる」力、「恐ろしいことが起きたときや嫌なことをされたときに逃げるができる」力、そして「自分を大切に思ってくれる身近な人に、嫌だったことや辛かったことを伝えることができる」力を育てることが求められます。

A3 暴力防止に必要な「4つの要素」を柱にして取り組みましょう。

子どもの育ちに必要で、暴力防止に大きく関係しているのが、「所属感」「境界線」「感情」「力」の4つの要素です。

この4つの要素は、子どもの育ちに重要な概念ですが、同時に暴力の被害者にならない、加害者にならないために非常に重要な要素です。この4つに対するスキル（技能）を育てることが暴力防止につながります。

※ 4つの要素の詳細についてはCHECK①を参考にしてください。

A4 家庭、学校、地域社会で連携・協働して取り組みましょう。

「地域学校協働活動」・「すこやかネット」など、地域との連携・協働による活動やつながりを充実させる中で、地域社会の中に信頼できる大人がいることを、子どもたちが実感できるように取り組みましょう。子どもと大人が共に、安全な地域コミュニティづくりを推進することで、地域の中に多様な「居場所」が生まれ、子どもたちは自らがかけがえのない存在であることを実感できる体験を積み重ねることができます。

〈ポイント〉

子どもが育っていく過程で非常に重要だといわれる「所属感」「境界線」「感情」「力」を子どもたちが身に付けるためには、子どもたちを指導する立場にある教職員の「エンパワメント」も確保されなければなりません。CHECK①で紹介している「こどもエンパワメント支援指導事例集」には、教職員向けの事例も掲載されているので参考にしてください。

★CHECK①★

「こどもエンパワメント支援指導事例集－(改訂版)指導者のために－」(大阪府教育委員会 平成19[2007]年3月改訂)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o180080/jidoseitoshien/siryou/index.html>

この冊子では、暴力防止に関係する4つの要素を教材の柱として、具体的な指導事例を掲載しています。

① 所属感

暴力の加害者がよく言う言葉があります。「居場所がなかった」という言葉です。物理的な居場所という意味ではなくて、心の居場所という意味です。心の居場所がないということは、自分のあるがままの存在が認められない、わたしがわたしであってはいけないということで、所属感が満たされていない状態をいいます。人には所属本能があり、所属欲が満たされると心が安定します。

わたしたち教員は子どもの所属感を満たす工夫をする必要があります。

② 境界線

わたしたちは、からだにも心にも、ここまではいいが、これ以上は踏み越えてはならないという「境界線」を持っています。暴力防止には自分の境界線を知り、境界線を踏み越えられそうになったら、はっきり「イヤ」と意思表示をすることが大切です。

また、加害行為を起こさないためには、人には境界線があり、境界線を侵害してはならないこと、社会にはルールがあり、ルールを侵した場合責任を取らなければならないということを学ぶ必要があります。そのために自律や自制について学んでおく必要があります。

③ 感情

感情の対処法を身につけるには、感情について基本的な特徴を知る必要があります。まずは感情にはいいも悪いもないということです。感情は感情でそのまま受け止めることが大切です。感情を言葉にして、小出しにすることで感情は穏やかになります。感情には段階があります。感情が高まった時点で何とかしようと思っても冷静な判断はできません。高まったときには感情を静めるのが先決です。暴力とは感情の爆発で、気分の静め方をいく通りも知っていると、爆発する必要がなくなります。

また、被害にあいそうになったときに「イヤ」「No」とはっきりと意思表示することは有効です。「イヤ」「No」と言うためには感じる力、イヤだと感じる必要があります。

④ 力

子どもの暴力防止にはエンパワメントの考え方が必須です。具体的には子どもの内なる力を信じ、正しい情報とスキルを与えることです。内なる力を信じると同時に、「協調的で実践的な力の使い方」を教えなければなりません。

★CHECK②★

「人権基礎教育指導事例集」(大阪府教育委員会 平成 21 年(2009)年8月)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o180020/jinkenkyoiku/zireisyu/index.html>

自己肯定感・コミュニケーション・権利と責任など、9つの観点別ねらいに基づき、展開例として指導案や教材・実践事例が掲載されているので参考になります。

★CHECK③★

「すべての児童生徒がかけがえのない存在として尊重される学校づくりのために ―いじめ防止指針―」

(大阪府教育委員会 平成 18〔2006〕年3月)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o180040/kotogakko/seishi/ijime-1.html>

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o180040/kotogakko/seishi/ijime-2.html>

「子どもを暴力の被害者にも加害者にもしない」という視点は、いじめ問題の解決にもつながります。対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを実践し、人権を尊重した集団を育む実践力の向上が求められています。

★CHECK④★

「大阪府子ども条例」(大阪府 平成 19〔2007〕年4月)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o090110/kosodateshien/kodomojorei/index.html>

この条例は、すべての子どもが社会全体で見守られながら、健やかに成長することができる社会の実現をめざすものです。

★CHECK⑤★

「OSAKA人権教育ABCー人権学習プログラムー」(大阪府教育センター 平成 19〔2007〕年3月)

人権教育を進めるための人権学習プログラム集です。A章3「ハートOK!」では、感情をコントロールする力や、自己表現の仕方として「私メッセージ」について知り、スムーズなコミュニケーション力を身につける教材を掲載しています。

【補足と発展】

子どもの内なる力を引き出すエンパワメントの考え方は、いじめ、虐待、セクシュアル・ハラスメントなどの人権侵害事象などの未然防止と解決に向けた重要な考え方です。ぜひ、他の項目にも当てはめて考えてみましょう。

以下の◆は内容を説明したもの、◎は本文を引用したものです。

〈人権教育推進プラン〉(大阪府教育委員会 平成 30[2018]年3月改正)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o180020/jinkenkyoiku/houshin/index.html>

- ◎ 指導に当たっては、一人ひとりの子どもの基本的人権が尊重される集団づくりに努めることが重要であり、自己表現力やコミュニケーション能力、さらには暴力や心理的な圧力によらずに問題を解決できる能力等の育成を通じて、一人ひとりの子どもが、対等な立場で他者との関係をつくり、他者を尊重する態度や集団と自己との調和を図る態度を育成することが必要である。〔1－(3)－ウ〕
- ◆ 上記のように、「人権教育推進プラン」では、暴力によらない解決方法を育成することを推奨している。

文部科学省「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/024/report/08041404.htm

- ◎ 各学校において、教育活動全体を通じて、例えば次のような力や技能などを総合的にバランスよく培うことが求められる。
 - ①他の人の立場に立ってその人に必要なことやその人の考えや気持ちなどが分かるような想像力や共感的に理解する力
 - ②考えや気持ちを適切かつ豊かに表現し、また、的確に理解することができるような、伝え合い、分かり合うためのコミュニケーションの能力やそのための技能
 - ③自分の要求を一方的に主張するのではなく建設的な手法により他の人との人間関係を調整する能力及び自他の要求を共に満たせる解決方法を見いだしてそれを実現させる能力やそのための技能。〔第Ⅰ章－2. ー(2)〕
- ◎ 人権感覚の育成等には、学校での人権学習を肯定的に受容するような家庭や地域の基盤づくりが大切であり、人権教育に対する保護者等の理解を促進することが求められる。〔第Ⅱ章－第1節－3. ー(1)〕
- ◎ 人権を尊重する社会の実現のために働く人々と直接に出会い、これからの社会を担う子どもたちに向けた、それらの人々の思いに触れることで、児童生徒が、自分たちに向けられた期待を実感として受けとめ、自らが有用な存在であることを自覚し、人権感覚を身に付けていくことへの自発的な意欲を持つようになることも期待できるのである。
〔第Ⅱ章－第1節－3. 〕
- ◎ 自分や身近な人の権利や自由が侵害された場合に、どこの誰に相談し、あるいはどこに訴えれば救済につながるのか等に関する実践的で具体的な事柄についても、発達段階を踏まえて学習内容に組み入れる。
〔第Ⅱ章－第2節－1. ー(1)－参考〕